

子ども・子育て支援新制度に関する府中市の取組み等について

子ども・子育て支援新制度については、平成27年4月施行にむけて、審議会の運営や条例設置等の準備を進めていますが、今後は市民の需要に基づく確保策を審議し事業計画を策定していくこととなります。

つきましては、府中市としての方針・考え方を次のとおりとしたいと考えます。

1 新制度において市が目指す方向性等について

(1) 市が目指す方向性

新制度の趣旨や本市の実情を踏まえて次のとおりとします。

- ア 幼保一体化を実現する
- イ すべての就学前家庭に、それぞれが希望する教育・保育を提供する
- ウ 地域子育て支援の充実を図る

(2) 新制度の趣旨

- ア 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供の推進
- イ 保育の量的拡大
- ウ 地域における子ども・子育て支援の充実

(3) 新制度における市の責務・役割

制度の実施主体として、地域の実情に応じて質の高い教育・保育及び子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保します。

- ア 子ども・子育て支援事業計画は子ども家庭部が策定します。
- イ 事業の提供は、事業計画に基づき、子ども家庭部を中心に庁内各部が担当します。
- ウ 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供を踏まえた幼児教育の充実に努めるため、子ども家庭部と教育部が連携して事業計画の策定及び事業の推進に努めます。
また事業を推進する際は、幼稚園、保育所等と小学校との連携にも配慮し、就学前の保育所・幼稚園などと小学校との円滑な接続を推進するものとしします。

2 教育・保育等の提供体制の確保に係る基本的な考え方

(1) 施設型給付（教育・保育施設）

ア 幼稚園

3歳以上の幼児に対する学校教育を行います。

既存施設は極力、私学助成から新制度へ移行するものとしします。

イ 保育所

就学前の乳幼児に対する保育を提供します。

今後の保育行政のあり方に関する基本方針に基づく公私の役割分担に基づき待機児解消を図ります。

ウ 認定こども園

3歳未満の乳幼児に対する保育の提供と3歳以上の幼児に対する学校教育

と保育の総合的提供をいいます。

既存施設からの移行を中心として確保します。

エ 地域型保育事業

主として3歳未満の乳幼児に対する保育を提供します。

施設型給付を補完する事業として、地域の実情に応じたきめ細かな事業を行うことを目的に、3歳児以上の受け皿の確保を前提として事業者の新規参入を図ります。

オ 地域子ども・子育て支援事業

法定の13事業について、教育・保育提供区域とする6エリアにおける均衡に配慮しつつ、利用者支援事業等の新規事業を含めた提供体制の確保を目指します。また連動する取り組みとして、今後の保育行政のあり方に関する基本方針を踏まえた6エリア構想により、公立保育所が基幹保育所として中核的な役割を担いながら、地域資源と連携してネットワークを構築しながら事業を展開します。

3 既存施設の役割分担について

(1) 公立保育所

今後の保育行政のあり方に関する基本方針に基づいて、公立保育所を重点集約化し、基幹保育所として地域子育て支援機能を充実します。また、そのために民間活力の導入を推進します。

(2) 公立幼稚園

新制度における市の方向性や役割分担を踏まえて、就学前の幼児教育をさらに充実させていくことを念頭に、私立幼稚園等にその役割を委ね、縮小・廃止を検討します。縮小・廃止までの間は新制度の施設型給付の対象施設として管理運営します。

(3) 両者の関係

公立保育所の民間活力の導入と公立幼稚園の縮小・廃止を行うに当たっては、両者の敷地・建物や職員等の資源を相互に有効活用する可能性を幅広く検討します。

(4) 私立幼稚園

- ・施設型給付の対象施設への移行
- ・3歳以上の幼児を対象とした認定こども園への参入
(2歳までは地域型保育事業などによる保育を行います)

(5) 私立保育所

- ・保育所待機児の解消
- ・多様な保育ニーズへの対応

(6) 認証保育所等 (東京都制度に基づく家庭的保育事業を含む。)

- ・当該施設等が対象とする児童の特性(*)や保育所待機児童の多い3歳未満児に対する重要な保育の提供主体としての役割を踏まえ、引き続き東京都と連携し、必要となる支援を行うなかで、幼稚園及び認定こども園等へ接続

する施設として幼保一体化を担うものとしします。

- 認可保育所や新制度により創設される事業等への移行については、各事業者の主体性を尊重するなかで、当該施設等において利用児童の処遇や保育の継続性が確保され、また保育の質と量の両面において充実が図られることを前提に、地域の実情を踏まえ当該移行の可能性を検討します。
 - * 認証保育所の対象児童は、認可保育所と異なり保育に欠ける（保育を必要とする）ことを要件としません。